



いつも地域の見守り活動に御協力いただきありがとうございます

平素より大変お世話になっております。

京都府くらしの安心推進員・コンシューマーボランティアの皆様におかれましては、今年度も、10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」に合わせた9月～11月頃にかけて、啓発資材を活用した見守り活動にご協力をいただきました。

今年度は63名の方々に、地域の集会やサークル活動の場などでご活用いただきました。心から感謝いたします。

啓発活動において工夫されているとご教示いただいた内容の一部をご紹介します。

今後とも、よろしくお願いいたします。

地域の実情に合わせた注意喚起をしている。

メルマガ「くらしの安心・安全ネット・いろいろ情報便」の情報を周囲の人に伝えている。

啓発資材を手渡しする際に必ず声掛けをするようにしている。高齢の方には都度の声掛けを心がけている。

集会の際にサギ電話への対応方法や推進員だよりの事例の話などをして注意喚起している。

集会等では一人で決めないで、家族や消費生活センターに相談するように伝えている。

国際電話利用休止手続きやナンバーディスプレイ無償化の案内も合わせてお知らせしている。

♠ コンシューマーボランティアに関するお知らせ ♠

コンシューマーボランティアへのご登録のお願い

消費者啓発活動及び見守り活動を行う「京都府コンシューマーボランティア」を募集しています。くらしの安心推進員の方におかれては、ぜひ養成研修※を受講いただき、ボランティア登録をお願いいたします。

※養成研修は、会場開催の研修(年1回)へのご参加又は動画視聴方式の研修(随時)で受講できます。

【動画視聴方式の受講方法】

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/volunteerseminar2022.html>

※動画のDVDをご希望の方は、京都府消費生活安全センターまでお問い合わせください。



ご注意ください!

最近こんなトラブル増えています!

～最近の「見守り新鮮情報」「注目情報」(国民生活センター発表)より～

行政機関を名乗り個人情報を聞き出す 不審な電話に注意

事例

- 自宅の固定電話に国の行政機関を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信だった。

アドバイス

- 国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています
- 行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう
- 非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報には絶対に伝えないでください。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください。
 - ・消費者ホットライン「188」
 - ・警察相談専用電話「#9110」

リチウムイオン電池の膨張、発煙・発火 に注意

事例

- 約3年前にネット通販で購入した、リチウムイオン電池を使用した自転車用ライトが、走行中に突然爆発し、腹部にやけどを負った。
- スマホ用のモバイルバッテリーがすごく膨らんできていて怖い。廃棄したいが危険性もあるかもしれない。どこに廃棄すべきか。

アドバイス

- リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやワイヤレスイヤホン・スピーカー等、身の回りの様々な商品に搭載されています。しかし便利な一方で電池の発煙・発火事故も発生しています。
- 充電器やモバイルバッテリーは、PSEマークの表示を確認しましょう。
- 充電の際は適切な充電器を使用し、充電端子が過熱したり異臭がした際は直ちに使用を中止しましょう。
- 落下などで電池に衝撃が加わると、発煙・発火を伴う事故につながる可能性も考えられます。扱いに注意し、電池に膨張がみられたら使用を控えましょう。
- 廃棄する際は、必ず自治体の分別ルールに従いましょう。取り外し可能なバッテリー等は販売店でリサイクル回収をしてくれる場合もあります。

自然災害に関連して発生する 消費者トラブルに注意

ご注意ください!

事例

- 【地震】
すぐに屋根の工事をすると訪問してきた事業者依頼したが高額すぎるので解約したい。
- 【台風】
「補償対象地域になった」と電話がかかってきて来訪した事業者と保険の申請代行の契約をしたが不審だ。
- 【豪雨】
賃貸住宅が床上浸水したが管理会社に天災だから補償はできないと言われた。
- 【その他】
分電盤を点検すると来訪した事業者が地震で分電盤が火災の原因になったと不安をあおられ契約してしまった。
- 【その他】
市役所を名乗り支援物資を提供してほしいという電話があったが、不審だ。

アドバイス

- 自然災害に関連したさまざまな消費生活トラブルが発生することを覚えておきましょう。複数の事業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして慎重に検討しましょう。
- 賃貸住宅では契約内容や物件に問題が生じた場合の相談先を事前に確認しておきましょう。
- 加入している保険の対象範囲や申請方法を把握しておきましょう。
- 親切心につけこむ怪しい話や自然災害に便乗した悪質商法に注意しましょう。

特殊詐欺被害過去最悪！！

令和7年中における京都府内の特殊詐欺被害

被害件数 **292件(前年比+91件)** ↗

被害額約 **25億2千万円(前年比+約13億7千万円)** ↗ 過去最悪の被害額(暫定値)となりました

犯人からの電話の約7割は国際電話番号によるものです。

また、固定電話だけではなく携帯電話へのサギ電話も増加しています。

特殊詐欺の被害に遭わないために、スマートフォンについてはサギ電話をブロックする機能のある警察庁推奨アプリを利用し、固定電話については国際電話利用休止の申し込みをしましょう。

どちらも無料で簡単に対策ができますので、是非、ご家族、親戚、ご近所様にもお勧めいただき、みんなで特殊詐欺から身を守りましょう。

スマートフォンの被害防止対策

警察庁が推薦する特殊詐欺対策アプリが登場しました！



主な機能

国際電話をブロック※

詐欺電話をブロック

最新手口を把握

※国際電話の一括ブロックは Android のみ

警察庁推奨アプリのダウンロードはこちら

⇒



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

固定電話の被害防止対策



国際電話不取扱受付センター(0120-210-364)への申込方法は3通り

- ① 音声ガイダンス(電話)申し込み
センターへ電話し、音声ガイダンスに従い申し込みます
- ② Web 申し込み
二次元コードを読み取ると申し込みページが表示されます →
- ③ 郵送申し込み
最寄りの警察署、交番、駐在所で申込書の作成を支援します
(作成した書類は警察からセンターへ発送します)



★★ 「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう ★★

(国民生活センター「見守り新鮮情報」より)

● 見守りと気づきのポイント

◆ 居室・居宅の様子

- ✓ 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- ✓ 不審な健康食品、魚介類などはないか
- ✓ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- ✓ 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- ✓ 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- ✓ 居室が不自然に散らかっていないか
- ✓ 不審な業者が出入りしている形跡はないか

◆ 本人の言動や態度など

- ✓ 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- ✓ お金に困っている様子はないか
- ✓ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- ✓ 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- ✓ 元気がないなど困った様子はないか

★★ 5月は消費者月間です ★★

※ 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。

令和8年度消費者月間統一テーマ

見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～

5月に講演会を予定しています。ご興味がある方は、ぜひメールマガジンにご登録ください。

見守り、啓発用のカルタを貸し出しします

地域の集会等での見守りや啓発活動のために使っていただけるグッズとして、くらしの安心推進員・コンシューマーボランティアの皆様、詐欺防犯対策競技カルタ「百サギー蹴」の貸し出しを行います。

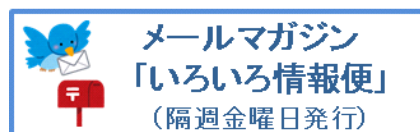
貸し出しを希望される際は、京都府消費生活安全センターまでご連絡をお願いします。



～困った時は、お気軽にご相談ください～



@消費者庁



京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を、メールで発信しています。配信ご希望の方はご連絡ください。

≪消費生活相談≫ (平日9時～16時)
075-671-0004

≪若年消費者ほっとダイヤル≫ (平日9時～17時)
075-671-0044

発行：京都府消費生活安全センター
電話：075-671-0030 (事務)
FAX：075-671-0016
メール：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp